（略）

デジタル庁		
防災庁		
（略）	（略）	（略）

（人事院規則九―一七の一部改正）

第六条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前

別表第一（第一条関係）

組織	官職	区分
一～十四　（略）		
十五　防災庁		
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種
十六～四十六　（略）		

（人事院規則九―一二三の一部改正）

第七条　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前

（国の行政機関の内部部局）

第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一～十六　（略）

十七　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

十八～四十八　（略）

（国の行政機関の内部部局）

第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一～十六　（略）

（新設）

十七～四十七　（略）

（略）

デジタル庁		
（略）	（略）	（略）

別表第一（第一条関係）

一～十四　（略）

（新設）

十五～四十五　（略）